

岐阜女子大学GPA制度の取扱いに関する内規

岐阜女子大学GPA制度に関する要項第8条により、GPA制度の取扱いについて次のように定める。

1. 各学年次に履修登録できる単位数について、GPA3.0以上の者は制限単位数を越えて履修登録することができる。
2. 岐阜女子大学において成績不振の基準としてGPAを使用し、学科、専攻別の順位4分の1以下の者は、進級及び退学勧告の判断資料の一つとする。

附 則

この内規は、令和2年4月1日から施行する。